

令和3年度の産業廃棄物収集運搬車両指導点検の結果をお知らせします。

産業廃棄物の適正処理の推進及びマニフェスト制度の徹底を図るため、産業廃棄物収集運搬車両指導点検を実施しました。

点検の結果

1 春期（6～7月実施）

- 実施場所 県下4箇所の幹線道路
- 停止車両 37台（うち 産業廃棄物収集運搬車両 36台）
- 指導車両 2台
- 指導内容 運搬車備付書類（マニフェスト）不携帯、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し不携帯

2 秋期（10月実施）

- 実施場所 県内3箇所及び岐阜県内1箇所の幹線道路
※ 県内3箇所のうち長野市内は「長野市」、松本市内は「松本市」と岐阜県内は「岐阜県」と合同実施。
- 停止車両 36台（うち 産業廃棄物収集運搬車両 28台）
- 指導車両 3台
- 指導内容 運搬車備付書類（マニフェスト）不携帯、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し不携帯

長野県は、産業廃棄物の収集運搬車両に対して「運搬車の表示」、「マニフェスト等の携帯」の徹底を図るよう指導していくなど、これからも廃棄物処理の適正化に向け取り組んでまいります。

車両点検の様子 →

